

# 本人確認書類

## 個人のお客さまの本人確認書類

<p>顔写真のある 本人確認書類</p>	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●免許証（運転免許証、運転経歴証明書 など）</li> <li>●在留カード、または特別永住者証明書</li> <li>●個人番号カード（マイナンバーカード）（注）「通知カード」および「個人番号通知書」は該当しません。</li> <li>●旅券（パスポート）、または乗員手帳 （注）2020年2月4日以降発給の旅券（パスポート）は、現住所が確認できる別の本人確認書類、または補完書類（※）とあわせてお持ちください。</li> <li>●住民基本台帳カード（顔写真入りのもの）</li> <li>●身体障害者手帳</li> <li>●精神障害者保険福祉手帳</li> <li>●療育手帳</li> <li>●戦傷病者手帳</li> <li>●官公庁から発行・発給された書類（顔写真入りのもの）</li> </ul>
<p>顔写真のない 本人確認書類</p> <p>※※ 下記（ご注意事項） の③を参照</p>	<p>B</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●国民健康保険の被保険者証</li> <li>●健康保険の被保険者証</li> <li>●船員保険の被保険者証</li> <li>●後期高齢者医療被保険者証</li> <li>●介護保険の被保険者証</li> <li>●健康保険日雇特例被保険者手帳</li> <li>●国家公務員共済組合の組合員証（注）自衛官の方は自衛官診療証</li> <li>●地方公務員共済組合の組合員証</li> <li>●私立学校教職員共済制度の加入者証</li> <li>●国民年金手帳</li> <li>●母子健康手帳</li> <li>●児童扶養手当証書</li> <li>●特別児童扶養手当証書</li> <li>●印鑑登録証明書（実印をお取引に使用する場合）</li> </ul> <p>C</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●住民票の写し</li> <li>●住民票の記載事項証明書</li> <li>●戸籍の附票の写し</li> <li>●印鑑登録証明書（実印をお取引に使用されない場合）</li> <li>●官公庁から発行・発給された書類（顔写真のないもの）</li> </ul>

### （ご注意事項）

- ①書類は原本で、有効期間内のもの、または発行から6か月以内のものをご提示ください。
- ②書類をご提示いただき、「氏名」「住居」「生年月日」を確認させていただきます。
- ③顔写真のない本人確認書類（上記B、C）の場合は、以下のいずれかによりご本人さま確認をさせていただきます。
  - ・上記Bから2つの書類をご提示いただく
  - ・BとCの書類をご提示いただく（それぞれ1種類）
  - ・Bと補完書類（※）をご提示いただく
  - ・Bをご提示いただき、さらにCの本人確認書類、または補完書類（※）の写しを送付いただく
  - ・Bをご提示いただき、さらに取引に係る書類等をお客さまに郵送させていただきます
  - ・Cをご提示いただき、さらに取引に係る書類等をお客さまに郵送させていただきます

### ※補完書類

現住所の記載のある次の書類で、領収日付等が6か月以内のものです。

国税または地方税の領収証書、国税または地方税の納税証明書、社会保険料の領収証書、または公共料金の領収証書

## 法人のお客さまの本人確認書類

- 登記事項証明書（登記簿謄本・抄本）
- 印鑑登録証明書
- 官公庁から発行・発給された書類、その他これに類するもの
  - ・国税または地方税の領収証書
  - ・国税または地方税の納税証明書
  - ・土地区画整理事業組合に関する都道府県の許可書 など

### （ご注意事項）

- ①法人のお客さまの場合は、実際に窓口でお取引される方の本人確認書類（上記の「個人のお客さまの本人確認書類」をご覧ください）も必要です。
- ②書類は原本で、有効期間内のもの、または発行から6か月以内のものをご提示ください。
- ③書類をご提示いただき、「名称」と「所在地」を確認させていただきます。